

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                              |
|-------|-----------------------------------|
| 22    | おいらせ町子育て世帯臨時特別給付金給付事業支給事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

おいらせ町は、おいらせ町子育て世帯臨時特別給付金給付事業支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

青森県上北郡おいらせ町長

## 公表日

令和5年2月16日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

|        |  |
|--------|--|
| ①事務の名称 | おいらせ町子育て世帯臨時特別給付金給付事業支給事務  |
| ②事務の概要 | <p>【概要】<br/>青森県では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で給食費や食材料費等の物価高騰に直面する子育て世帯を支援するため、0歳から18歳までの児童を養育する県内在住の支給対象に「児童1人当たり2万5千円の一時金」を支給。<br/>「青森県子育て世帯臨時特別給付金給付事業支給要領(令和4年7月20日付け青こ第766号青森県健康福祉部長通知)」及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定にしたがい、特定個人情報を以下の事務で取り<br/>【支給事務】<br/>1 申請不要の支給、申請による請求、諸届等の受理及び審査に関する事務<br/>2 決定通知、諸通知発送に関する事務<br/>3 給付金に関する事務</p> |

|          |                     |
|----------|---------------------|
| ③システムの名称 | 児童手当システム、総合行政情報システム |
|----------|---------------------|

## 2. 特定個人情報ファイル名

おいらせ町子育て世帯臨時特別給付金給付事業支給事務

## 3. 個人番号の利用

|        |   |
|--------|---|
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1号<br>別表第一の100の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条 |
|--------|---|

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

|         |  |                                       |
|---------|--|---------------------------------------|
| ①実施の有無  | [ 実施する ]   | <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8号<br>別表第二の121の項番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 |                                       |

## 5. 評価実施機関における担当部署

|          |         |
|----------|---------|
| ①部署      | 保健こども課  |
| ②所属長の役職名 | 保健こども課長 |

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

|     |  |
|-----|--|
| 請求先 | おいらせ町総務課 情報公開担当<br>〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135番地2<br>電話番号 0178-56-2166 |
|-----|--|

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

|     |   |
|-----|---|
| 連絡先 | 保健こども課<br>〒039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2<br>TEL 0178-56-4259 hoken@town.oirase.lg.jp |
|-----|---|

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年9月12日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年7月1日 時点  |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |              |            |  |
|--|--------------|------------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |              |            | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |              |            |  |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |              |            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 3. 特定個人情報の使用   |              |            |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |              |            |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |              |            |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |              |            |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 7. 特定個人情報の保管・消去  |              |            |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                                      | [ 十分である ]    |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                         |
| 8. 監査  |              |            |  |
| 実施の有無  | [ ○ ] 自己点検   | [ ○ ] 内部監査 | [ ] 外部監査   |
| 9. 従業者に対する教育・啓発  |              |            |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ] |            |  |
| <選択肢>  |              |            | 1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない                   |

变更箇所